

### 三条資格者

### 土地改良法の話・その

東京農業大学客員教授 (株)エム・テック顧問

元杉 昭男

1

土地改良法の改正

借地する耕作者(使用人の場合には雇主)は農 支払わせる根拠が失われる。事業実施によって 事業に反対した者に強制的に参加させ負担金を 事業実施により利益を受ける前提がないと、

2

上昇を受けて土地改良投資に熱心になり、 農業構造が変遷すると意欲を持つ者が移り変わ 二十二年には地主を事業参加資格者とする耕地 この利益が投資意欲に繋がるが、経済状況や 明治二十年代以降に成長した地主は、 明治 米価

構造の変化に強く影響を受ける。以下、未墾地 る。だから、 業が実施され、事業費負担が強制的に徴収され 定の地域」(事業の受益地)内の全ての三条資 とされる。施設管理も含む土地改良事業は「一 の開発などでなく、灌漑排水や区画整理事業(以 格者の2|3の合意があれば、反対者がいても事 では特定の、言わば「実名の受益者」である。 いった「匿名の受益者」である。土地改良事業 公共事業では国民や都道府県民や市町村民と る受益者がいる。道路や河川事業のような一般 み込んでいない。公共事業には必ず利益を受け 土地改良事業の参加資格の問題の改正にまで踏 (法三条に規定された「三条資格者」と呼称 この受益者は土地改良法では事業参加資格者 土地改良法が久しぶりに大改正された。だが 最も基本的な事項であるが、農業

「事業」という。)を想定して、考えてみよう

事業参加資格の意義と変遷

## 3 | 耕作者と地主の関係

の増加や維持から利益を得る。

業経営の改善から、地主は地代(農地の賃貸料

る(賃貸借契約で有益費の請求権を放棄でき 値の額か支払った金額を家主・地主に請求でき は賃貸借契約の解約時に改良で増加した現存価 **有益費**と言い、有益費を支払った借家・借地人 民法では建物や土地の改良に使われた費用 率の助成を始めた。 を失い、政府が大正末期から灌漑排水事業に高 資先が増えたので、地主は土地改良投資に意欲 に工業化が進み、農業よりも有利な他産業の投 法の対象に灌漑排水事業を加えた。日露戦争後 定的な生産を求め、明治三十八年には耕地整 整理法が成立した。地主は良質な米の多量

めたのが表1である。 業農家から大規模経営者に移った。以上をまと 拡大した農業経営者(耕作者)という戦前と全 近年、後継者不足から農地の売却・貸出を志向 む圃場整備に熱心であった。この兼業農家も、 利用による省力化を求め、特に区画の拡大を含 多数の兼業農家が生まれた。彼らは農業機械の 営が問題視されたが、経営規模の拡大は進まず 的に土地改良投資に取り組んだ。この自作農も 農は地主でもあり耕作者でもあったから、意欲 の耕作者)は農地を所有する多数の自作農とな く逆の農業構造になった。同時に投資意欲は兼 このため多数の零細な地主と少数の経営規模を するようになり、経営規模拡大が進んでいる。 高度成長期の到来とともに生産性の低い零細経 加資格者は地主から耕作者に変更された。自作 戦後、農地改革の結果、多数の小作人(借 新たに制定された土地改良法では、事業参

表 1 農地権利者の志向と農業構造の変遷

衣 I 辰地惟州省の心内と辰未構造の支達						
農地権利者		農業構造の変遷				
区分	投資目的	年代区分	明治	大正・昭和(戦前)	昭和(戦後)	平成以降
		農業構造	地主小作制		自作農制	大規模借地農制
所有者 (地主)	地代収入	数	少	少	多	多
		投資意欲	大	中	大	/]\
借地権者 (耕作者)	農業収益	数	多	多	多	少
		投資意欲	(大)	(大)	大	大

- \* 借地による耕作者が使用人である場合には雇用主(農業経営者)である。
- \* (大) は投資意欲はあっても必要な資金手当てができない場合を意味する。

が多いだろう。

は原状に戻す例で改良した部分ら賃借人が自分時には、前者な

が、通常は地主戻すこともある

から建物と駐車

部を支払って貰場の整備費の一

い退去する。

土地改良でも

は出来ず、また区画を大きくすれば分割も難した建物と駐車場を他に利用できるが土地改良で定が難しい。しかも、都会なら賃借人の整備し法で支払額を価値の増加額に限定していて、算同様な有益費支払いを請求できるが、土地改良同様な有益費負担をすれば賃貸借契約解約時に者)が事業費負担をすれば賃貸借契約解約時に

く農地転用は困難になる。このため、事業参加

貸借契約の解約 場合もある。賃 車場を整備する 資金で店舗と駐 ば、小売企業が する場合もあれ やリニューアル アパートを建設 地主が貸ビルや 借地して自前の だから、地主の投資意欲は薄れているので、意 費負担をする例が今まで多かった。だが、今や 欲のある大規模農業経営者(借地人で耕作者) に事業参加資格を与えることは適切であるが、 棄地化を避けるだけが事業実施の目的となる。 農地を貸したい地主が多く借り手が少ない状況 有益費問題に遭遇する。 できない。農地の借り手を容易に見つけ耕作放 意向を重視して地主が事業参加者となり事業 地主が事業後に地代(賃貸料)の上乗せが

都市では、

資格者は原則として耕作者であるものの、

# 4 土地改良投資における地主の意向の反映

映する農業委員会の承認が必要である。地主を相手に賃貸借契約を結ぶときに、事業開合もあり相当な困難が想定される。現行法で地合もあり相当な困難が想定される。現行法で地合とは、事業内容や負担額も明確にならない場めできる(注1)が、耕作者の意向を反対ができる(注1)が、耕作者の意向を反めることができる(注1)が、耕作者の意向を反対が表している。

上にするといった工夫が必要である(注2)。耕作者(借地権者)数や全面積の同意を23以能性は低いので、地主数同意は12以上とし、土地改良なら、地主の同意が23以上になる可の和が事業面積の23以上となる必要がある。の双方の同意と、同意者の所有面積と借地面積

# 5 | これからの事業参加資格問題

有益費問題は解消する。

「は、ほ場の大区画化などへの抵抗感は別にしてよる借入農地に係る事業費負担を求めないなら回の法改正にあるように、農地中間管理機構に回の法改正にあるように、農地中間管理機構にず、当面、借地農業を前提せざるを得ない。今ず、当面、借地農業を前提せざるを視拡大が進ま

対する重税化)などがある。
対する重税化)などがある。
対する重税化)などがある。
対する重税化)などがある。

である土地改良区の役割を期待したい。が現実的と思われる。実名の受益者の公共組合代と徴収する負担金を相殺するサブリース方式ように、地主が農地を土地改良区に貸し出し地ようした対策よりも、本シリーズ6で論じた

- 言われる。(注1)GHQ(進駐軍)が所有権尊重のために加えた条項と
- 上を条件としている。 して、土地所有者数の1|2、地積賃貸価格の2|3以(注2) 明治四十二年の改正耕地整理法では、組合設立要件と
- (参考文献) 戦後改革 6農地改革、東大出版会、一九七五